

第 72 号議案

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

1 財産の表示

所 在	種 別	地 目	地 積 (㎡)	備 考
豊後大野市清川町砂田 1500 番 7	土地	宅地	354.75	桃の木台公民館 用地

2 相手方

所在地 豊後大野市清川町砂田
名 称 桃の木台自治会
代表者 後藤 武士

平成 27 年 6 月 12 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

桃の木台公民館の土地を地元団体に無償で譲渡したいので、この案を提出するものである。